

安心生活、JAバンク。

# 年金受給者向け

## 定期積金

## 定期貯金



期間

令和6年

5月1日

水

令和6年

9月30日

月

## JAゆらゆら定積

|        |  |
|--------|--|
| 対象になる方 | 当JAで年金のお受け取りをご指定いただいている方   |
| ご契約期間  | 1年、2年、3年、4年、5年   |
| ご契約金額  | 12万円以上   |
| 適用利回り  | <div style="text-align: center;"> <b>店頭表示利回り</b><br/> <b>年+0.05%</b><br/> <small>税引後年0.039%</small> </div> |
| 支払い方法  | 満期日に自動満期解約処理扱いとします。  |

## もみじ定期

|          |   |
|----------|---|
| 対象になる方   | 当JAで年金のお受け取りをご指定いただいている方  |
| ご契約期間    | 1年  |
| ご契約金額    | お一人様につき300万円を限度にお預かりいたします。  |
| 適用金利     | <div style="text-align: center;"> <b>店頭表示金利</b><br/> <b>年+0.25%</b><br/> <small>税引後年0.199%</small> </div> |
| ご契約にあたって | 初回適用金利は、初回満期日まで適用され、継続後の適用金利は、継続日当日の当組合所定の店頭表示金利となります。  |

- 窓口でのお取扱いとなります。
- 他の金利上乘せや、キャンペーンとの併用はできません。
- 金利環境等の変化により、商品内容を変更したり、取扱いを中止することがあります。
- JAとお取引のない方も一度ご相談ください。

令和6年5月1日現在

裏面もご確認ください。

## ゆとり倶楽部

JAバンクで年金をお受け取りの方、お受け取りのご予約をされた方ならどなたでもご利用いただけます。



電話無料  
相談サービス



交通事故  
見舞金サービス



ホテル優待  
利用サービス

交通事故による死亡、重度後遺障害、後遺障害になった場合に最高20万円の見舞金が支給されます。



くわしくはホームページまたは各支店の窓口・渉外担当者まで  
<http://www.jaab.or.jp>

地域・人・未来  
**JAあいち尾東**  
～人と地域のための「くらしの拠点」でありつづきたい～



**友だち募集中!!**  
キャンペーン情報や  
お得な情報をお届けします。



- |                     |                      |                     |                      |
|---------------------|----------------------|---------------------|----------------------|
| 瀬戸支店 ☎0561-82-8131  | 尾張旭東支店 ☎0561-53-2004 | 春木支店 ☎0561-38-1132  | 長久手支店 ☎0561-63-0012  |
| 山口支店 ☎0561-82-3457  | 本地ヶ原支店 ☎0561-53-5878 | 本店営業店 ☎0561-72-0665 | 長久手西支店 ☎0561-62-4511 |
| 水野支店 ☎0561-48-1128  | 豊明支店 ☎0562-92-1341   | 米野木支店 ☎0561-73-6117 |                      |
| 品野支店 ☎0561-41-1125  | 豊明栄支店 ☎0562-97-1385  | 岩崎支店 ☎0561-73-5831  |                      |
| 尾張旭支店 ☎0561-54-3311 | 東郷支店 ☎0561-39-0552   | 浅田支店 ☎052-803-4106  |                      |

# JAゆらゆら定積

## 年金受給者向け定期積金

### 商品概要

|                  |  |   |
|------------------|--|---|
| 対象になる方           | 当JAで年金をお受け取りの方。<br>※当JA口座への年金振込が確認できる書類を提示できること。<br>「指定替えハガキ」または「裁定請求書」を当JAが確認した方は可。   |   |
| 期間               | 1年・2年・3年・4年・5年   |   |
| 掛込方法等            | 掛込方法   | 契約期間内で掛金を分割掛付け込みします。年金振込指定口座より口座振替扱いとします。             |
|                  | 掛込間隔   | 毎月または2か月(原則として、年金支給日の属する月)のいずれかとします。                  |
|                  | 掛込金額   | 1回当たり1,000円以上とします。ただし、一資格者がお受け取りになる1回当たりの年金額の範囲内とします。 |
|                  | 掛込単位   | 1円単位とします。   |
| 支払方法             | 満期日に自動満期解約処理扱いとします。  |   |
| 給付契約金            | 12万円以上の金額とします。   |   |
| 給付補てん金           | 適用利回り  | 契約時の約定利回りを満期日まで適用します。                                 |
|                  | 支払頻度   | 満期日以後に一括して支払います。                                      |
|                  | 計算方法   | 計算単位を1円として、契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算します。             |
|                  | 税金   | お利息には20.315%(国税15.315%・地方税5%)の分離課税が適用されます。            |
|                  | 利回り情報の入手方法   | 約定利回りについては、窓口にお問い合わせください。                             |
| 手数料              | —  |   |
| 付加できる特約事項        | 預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。  |   |
| 中途解約時の取扱い        | 満期日前に解約する場合は、初回掛込日から解約日までの期間により、当JA所定の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。   |   |
| 貯金(預金)保険制度(公的制度) | 保護対象   |   |
| その他参考となる事項       | <ul style="list-style-type: none"> <li>●掛込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または当初契約時の約定利回り(年365日の日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。</li> <li>●満期日以後の利息は、解約日における普通貯金利率により計算します。</li> </ul> |   |

令和6年5月1日現在

# もみじ定期

## 年金受給者向け定期貯金

### 商品概要

|                  |   |  |
|------------------|---|--|
| 対象になる方           | 当JAで年金をお受け取りの方。<br>※当JA口座への年金振込が確認できる書類を提示できること。<br>「指定替えハガキ」または「裁定請求書」を当JAが確認した方。  |  |
| 期間               | 1年とします。預入は、スーパー定期貯金<単利型>とします。   |  |
| 預入方法等            | 預入方法  | 一括預入とします。                                  |
|                  | 預入金額  | 一資格者300万円を限度とします。                          |
|                  | 預入単位  | 10万円以上、1円単位とします。                           |
| 払戻方法             | 満期日以後に一括して払い戻します。   |  |
| 利息               | 適用金利  | 預入時の店頭表示の利率に0.25%を加えた利率を満期日まで適用します。        |
|                  | 利払頻度  | 満期日に一括して支払います。                             |
|                  | 計算方法  | 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。              |
|                  | 税金  | お利息には20.315%(国税15.315%・地方税5%)の分離課税が適用されます。 |
| 金利情報の入手方法        | 金利については、窓口にお問い合わせください。  |  |
| 手数料              | —   |  |
| 付加できる特約事項        | <ul style="list-style-type: none"> <li>●マル優の取扱いができます。(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)</li> <li>●自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率)</li> </ul>   |  |
| 中途解約時の取扱い        | <ul style="list-style-type: none"> <li>●満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切り捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・預入期間が6か月未満の解約の場合…解約日における普通貯金利率</li> <li>・預入期間が6か月以上1年未満の解約の場合…預入時の利率×50%の利率</li> </ul> </li> </ul> |  |
| 貯金(預金)保険制度(公的制度) | 保護対象  |  |
| その他参考となる事項       | <ul style="list-style-type: none"> <li>●この貯金の取扱期限は、令和6年9月30日までとします。</li> <li>●満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</li> </ul>  |  |

令和6年5月1日現在

### 苦情処理措置および紛争解決措置の内容

#### 苦情処理措置

本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店(所)または金融共済部(電話:0561-72-0033)にお申し出ください。  
当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。  
また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。

#### 紛争解決措置

外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。  
愛知県弁護士会紛争解決センター  
本会 052-203-1777 西三河支部 0564-54-9449